

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、

昭和十一年  
 大正二十一年  
 大正二十二年  
 大正二十三年  
 大正二十四年  
 大正二十五年  
 大正二十六年  
 大正二十七年  
 大正二十八年  
 大正二十九年  
 大正三十年

アル  
 二、常備者待遇改善ノ件（可決）

軍需インフレニ依ツテ作業が増加シタニ拘ラス常備ノ收入ハ増加シテ居ナイ。地方ニ於テハ常備者ニモ歩合ヲ支給シテ居ル處モアル、カ、ル意味カラ常備者ノ待遇改善ヲ要求スル

説明 本部 豊島 兼吉

経済界不況カラ低金利政策ガ行ハレソレガ影響シテ共済組合ノ收支ガ債ハナイ。昨年ノ共済組合資金ヲ見ルト七百八十万圓デアツテ其利子收入ハ四十八万圓デアツタ然シ本年收入ハ一層減少シテ居ルダロウ此分デ行クト共済組合ハ破産状態ニナルノデハナイカト考ヘラレルノデ此際共済組合ノ資金ヲ住宅ヲ經營シタラ有利デアリ一舉兩得デアル。